平成２４年（フ）第１３４４号
堺市堺区楠町１－３－26、住民票上の住所堺市西区上野芝町８丁２番７号
債務者　曽根﨑竜一
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　良輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３４７号
大阪府藤井寺市小山１丁目14番43号　西田ハイツ205号、前住所大阪府藤井寺市恵美坂１丁目13番２号
債務者　長峰　隆夫
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８５４号
北九州市小倉北区片野１丁目１番３－507号
債務者　工藤　昭宏
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　宰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７００号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区10棟307号
債務者　葛原　春久
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　吉宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１７３２号
埼玉県川口市戸塚２丁目５番15号　グリーンハイツ203号
債務者　麻田　　元
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３５６号
長崎県長崎市葉山１丁目32番９号
債務者　宮﨑　　隆
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　克成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６３号
北海道旭川市東光10条３丁目３番31―1022号
市住1022号
債務者　小森　直己
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６４号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目７番２－216号　市住216号
債務者　小森　直也
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７３７号
埼玉県三郷市栄５丁目184番地、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野２丁目１番13号
債務者　荒口　隆志
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　　隆彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１号
宮崎市大字鏡洲4119番地34
債務者　持永　　茂
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２１７７号
札幌市豊平区平岸４条15丁目３番51号　メゾンスズキ402号
債務者　斉藤　　保
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３７３号
札幌市西区八軒６条東３丁目３番11―403号
債務者　油野　雅美
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５１２号
札幌市白石区北郷１条４丁目５番31号　コーポ田畑202号
債務者　木下　裕子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５７９号
札幌市手稲区曙12条１丁目６番４―307号
債務者　奥野　和美
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５８０号
札幌市手稲区曙12条１丁目６番４―307号
債務者　奥野裕美子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６３８号
札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番３―702号
債務者　佐藤　淳子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６４３号
札幌市豊平区美園３条８丁目２番１号　川島ハイツ美園105号
債務者　大西　信揮
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部